

欧州模倣品・海賊版監視部門，EU 各国における知財エンフォースメントに関する
報告書を公表

2010 年 6 月 26 日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州模倣品・海賊版監視部門（European Counterfeiting and Piracy Observatory）は、6月23日、「知的財産権の損害」および「知的財産権の是正措置」と題する2つの報告書を公表した。欧州監視部門は、EU 競争担当相理事会からの要請によって、欧州委員会が2009年4月に設立した機関であり、企業と国内機関の間での、知的財産権の権利行使に関するデータ収集、認識の向上、対話、意見交換、ベストプラクティスの共有を行うプラットフォームとすることを目的としている。

本報告書は、全ての知的財産権について、法的枠組みの不十分な点、ベストプラクティスや全体的な有効性を水平的に評価するために設立された監視部門の法務サブグループが質問を作成し、それに対する全てのEU加盟国の専門的知識を有する実務者からの回答を取りまとめたもの。それぞれの報告書には、各加盟国における権利行使の実務の実態が詳細にまとめられた100ページ以上に渡る一覧表も添付されており、比較対照することが可能となっている。

EU では、知的財産権の侵害事件において、権利行使を確実なものとするために必要な手段、手続、救済措置等を統一するエンフォースメント指令（IPRED）が2004年に発効しており、各加盟国は国内法によって履行する義務を負っている。特に、IPREDの第10条は是正措置を規定し、第13条および第14条では損害賠償と訴訟費用について規定している。しかしながら、必ずしも権利者が侵害によって被る損害を回復できていなかったり、商業上の流通経路からの回収（recall）や完全な排除（definitive removal）に関する判例が極めて少なかったりすることから、本報告書は各加盟国における権利行使の実務の実態を横断的に把握しようとしている。また、実務者からの回答結果に基づき、法務サブグループによる提言が報告されている。

本報告書にまとめられている提言の概要は以下のとおり。

「知的財産権の損害」報告書

【不十分な点】

いくつかの加盟国においては、民事上の損害と訴訟費用負担の要素がうまく機能しているものの、国内における損害の手続が補償と抑止の2つの目的を効果的に達成してい

ないことが多い。

【提言】

1. 侵害による損害の合計を権利者が回復できることを確実にする手段

- 侵害によって生じる権利者に対する全ての直接的、間接的な重大な経済的帰結は、侵害が商業規模で行われた否かに関係なく、民事訴訟によって保証されることを、加盟国は確実にすべきである。英国が IPRED 第 13 条(1)(a)を正確な文言で採択していることはベストプラクティスとして評価されるべきである。
- 権利者が受けたと合理的に理解される全ての否定的な経済的帰結を反映する一時的損害は、少なくとも証明され得る全ての利益損失の代替として、権利者の裁量において適用可能であることを、加盟国は規定すべきである。フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ハンガリー、エストニア、スロベニア、ブルガリアにおけるこのような一時的な補償は、ベストプラクティスとして評価されるべきである。
- 少なくとも著作権と商標の訴訟において、権利者が受けた可能性のある全ての経済的帰結の合理的な概算を反映する“予め定められた”一時的損害を決定する算出手段が適用可能であることを、加盟国は規定すべきである。オーストリア、ベネルクス、チェコ、ドイツ、ギリシャ、ポーランドにおいて、このような事前に定められた損害補償や証明された損害の 2 倍額の補償を許容していることはベストプラクティスとして評価されるべきである。また、ベルギー、ポーランド、ルーマニアでは、いくつかの訴訟において 3 倍のロイヤルティを認めている。

2. 侵害に対する調査、法的行為、是正における実際の費用を権利者が回復できる手段

- 侵害に対する調査、法的行為、是正において合理的に生じた全ての権利者の費用が侵害者によって完全に補償されるべきことを、加盟国は規定すべきである。大半の加盟国においては 100%の費用の補償が行われていないが、リトアニアと英国の実務は十分な抑止効果を持つものと報告されており（成功的事例においては、リトアニア 100%、英国 90-100%）、ベストプラクティスとして評価されるべきである。

3. 侵害行為による経済的利益を侵害者が維持できないことを確実にする手段

- 侵害によるいかなる経済的利益も侵害者に残らないことを確実にする、損害と知

的財産権訴訟における費用を補償するための規則を、加盟国は実施すべきである。重複カウントすることなく権利者が失った利益を補足するために、侵害者の利益を算出し返還させることを規定するシステム（オランダ、オーストリア、イタリア）、侵害物品の完全な小売価格を損害の補償とすることを許容するシステム（エストニア）、侵害者の不正な富の返還を許容するシステム（チェコ、ハンガリー、エストニア）、侵害者の利益の一定割合を損害の支払に要求するシステム（スペイン）は、ベストプラクティスとして評価されるべきである。

「知的財産権の是正措置」報告書

【不十分な点】

裁判所による判例が欠如または極めて少ないため、是正措置に関する IPRED の実施の調査を行うことができない。しかしながら、特定の分野において、域内市場の知的財産権の保護について同等かつ均一のレベルを確保するという IPRED の主要目的の達成を脅かすような、少なくともいくつかの問題が発生している。

- － 侵害物品の廃棄は全ての加盟国において一般的な原則ではなく、いくつかの加盟国においては異なる不明の理由によって二次的使用が容認されている
- － 商業上の流通経路からの完全な排除の命令の発令のための前提条件の差異と、商業上の流通経路からの回収と完全な排除との間の不明確な区別
- － 知的財産権の権利者による保管と廃棄の費用

【ベストプラクティス】

ポーランド、デンマーク、ベルギーなどのいくつかの加盟国においては、回収は予備的手段として利用可能であり、更なる証拠保全の費用や困難が軽減され得る。特に、ドイツとイタリアにおいては、侵害者が依然として侵害物品を支配している場合には、予備的手続きにおける回収の請求を差止請求に含めることが許容されている。さらに、ドイツにおいては、民事手続きにおいて、通常、侵害者自身が廃棄の処理を行うか、侵害物品が執行官の管理下に置かれ、執行官の監督のもと業者によって廃棄が行われる。

【提言】

1. 廃棄

侵害に用いられた物品や製造装置が廃棄されるべきであることを確実にする法的な手続きが明確に記載されるべきである。また、シンプルな税関手続きのようなシステムを導入することによって侵害物品や製造装置の早期の廃棄を命じる可能性についても

考慮されるべきである。いかなる場合においても、廃棄は、執行人の監督のもと業者によって行われるか、権利者の管理下または公証人サービスを要請して侵害者自身によって行われるべきである。

2. 完全な排除と市場回収

市場回収の手段は一時的な製品の販売の防止を意図したものであり、排除は侵害物品を完全に取り除くことを目的とした手段であることを明確にするために、「排除」と「回収」の定義をさらに特定しなければならない。

完全な排除の命令は、製品が第三者によって所有されていたとしても、全ての製品を回収し、契約上のパートナーに対して侵害者の経費で侵害物品を送り返すように依頼するという両方の義務を含むべきである。市場回収の命令は、予備的な手続において認められるべきである。

例外として侵害物品や装置の二次的利用が認められるのは、権利者が同意している上で、(1) 再びその製品が市場に流通する際の危険性が全くない、(2) 廃棄の回避に対する特別な公的な利益が存在する、特別な場合に限られるべきである。

3. 費用

保管および廃棄の費用の問題については、これらの費用が権利者の負担となることを回避し、侵害者の負担とするために、特別に取り組むべきである。保管や廃棄のコストを回復できることを確実にするための手段として、侵害の明らかな証拠を根拠として、権利者が想定される侵害者に対して経済的な証明書の提出を要求することを認めるべきである。善意は、侵害者が廃棄費用を支払わないための有効な防御として考慮されるべきではない。

<参考：エンフォースメント指令（IPRED）の関連条文の仮訳>

第10条 是正措置

1. 侵害を理由に権利所有者に支払われるべき損害賠償金を損なうことなく、かつ、いかなる種類の補償もなく、加盟国は、権限を有する司法当局が、申立人の請求により、知的財産権を侵害しているものと認められた商品に関し、適切な事件においては、かかる商品の生産又は製造に第一義的には使用される物質及び器具に関し、適切な手段を講じるべき旨命令することができることを確保しなければならない。

かかる手段は、以下のものを含まなければならない。

(a) 商業上の流通経路からの回収

(b) 商業上の流通経路からの完全なる排除

(c) 廃棄

2. 司法当局は、そうしないことの特段の事由が提起されない限りは、かかる手段が侵害者の費用負担で実行されるものと命令しなければならない。

3. 是正措置の請求を検討するに当たっては、侵害の重大性と第三者の利益との間の比例性ととも命令される救済との間にも比例性のあることが必要であることが、考慮されなければならない。

第13条 損害賠償

1. 当該侵害行為に従事していることを承知した場合で、あるいは承知したはずであることの合理的根拠がある場合、権限を有する司法当局は、被侵害者からの申し立てにより、侵害者に対し、知的財産権が侵害された結果として権利所有者に生じた損害の回復に適切な損害賠償額を権利所有者に支払うよう命令する、ことを加盟国は確保しなければならない。

当該司法当局は、損害賠償の算定に際し、：

(a)被害者の被る逸失利益、侵害者の得た不正利益、適切な場合には、当該侵害により権利者に生じる道徳上の損害のような経済的要素以外の要素を含む、否定的経済効果などのあらゆる側面を考慮にいれなければならない。

または

(b)(a)の代替として、適切な場合には、仮に侵害者が当該知的財産権を利用するための承認を要請していれば支払うべきとなっていたはずのロイヤリティーあるいは手数料を最低限度としたような各金額を基にした総額を損害賠償額として設定してもよい。

2. 侵害者が、侵害行為に従事していることを知らなかった場合、または知っているはずであることの合理的な根拠がなかった場合には、加盟国は、司法当局が予め成立している利益の回復や損害賠償の支払いを命ずることができるものと規定することができる。

第14条 訴訟費用

加盟国は、勝訴側当事者に生じた、合理的かつ比例性のある訴訟費用、その他の経費が、衡平の観点から許されないのではない限り、原則として、敗訴側当事者により負担されなければならない、ことを確保しなければならない。

— 「知的財産権の損害」の報告書、以下参照 —

http://ec.europa.eu/internal_market/iprenforcement/docs/damages_en.pdf

— 「知的財産権の是正措置」の報告書は、以下参照 —

http://ec.europa.eu/internal_market/iprenforcement/docs/corrective_measures_en.pdf

— エンフォースメント指令 (IPRED) の概要と条文の仮訳は、欧州知的財産ニュース

創刊号参照 一

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_001_6.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_001_7.pdf

(以上)